

仕 様 書

1 委託業務名

令和6年度 ユースによる生物多様性保全活動支援促進業務

2 業務の背景・目的

本県は令和元年7月に内閣府による「SDGs 未来都市」への選定を受け、同年8月に「愛知県SDGs 未来都市計画（以下、計画）」を策定した。経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組として同計画に記載された「ユースを核とした協働による生態系創造活動の全県拡大」に向け、ユースを中心とした生物多様性保全を推進する取組「生物多様性 あいち学生プロジェクト」が同年12月に開始した。

計画に基づき、本県支援のもと、令和元年度から令和3年度への3年計画としてスタートし、令和2年2月にオール愛知で生物多様性保全に取り組むユース組織「G A I A」を立ち上げ、以降、G A I Aを受け皿として、本県ユースを中心とした多様な主体との連携による保全活動及び情報発信を展開しているところである。

また、ユースの活動の展開は、令和3年2月に策定の「あいち生物多様性戦略2030」においても、重点プロジェクトD「地域の保全活動の更なる活性化」の1つに位置付けられている。

令和6年度も令和5年度に引き続き、ユースが主体となり、多様な主体と連携して生物多様性保全活動の活性化・連携促進と地域課題の同時解決につながる活動を実施する。また、成果を広く周知するため、冊子や動画等を制作するとともに、イベント出展等により広く情報発信を行うことで、更なる活動の活性化、連携促進につなげる。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

4 業務の概要

生物多様性保全及びSDGsに関する本県施策の趣旨及び前年度の当該ユース支援業務の成果等を踏まえた上で、オール愛知での、ユースを核とした多様な主体との連携による生物多様性保全活動を支援促進するとともに、ユースによる当該活動内容等に関する情報発信の支援を行う。

5 委託業務の内容

(1) 打合せ協議

契約後、速やかに本業務の実施計画に係る打合せ協議を実施する。また、進捗確認等、業務の遂行に必要な打合せを、必要に応じ実施（月1回以上）する。

(2) 生物多様性保全活動の展開

ア 前年度の成果を踏まえ、ユース主体での生物多様性保全活動を3テーマ以上企画し、実施する。

イ 県内で各生態系ネットワーク協議会が活動を展開する9地域において、既存の保全活動にユースが参加するプログラムを企画し、実施する。実施に際しては、ユースが参加しやすい体制を整備し、事前に県と協議の上、県の承認を得て、各協議会等と調整すること。

※ 安全対策（傷害保険への加入等を含む）や、相手方の承諾を得るための調整等、必要な措置を講じること。

※ 県内の各生態系ネットワーク協議会は以下のとおり。

- ・尾張北部生態系ネットワーク協議会
- ・尾張西部生態系ネットワーク協議会
- ・東部丘陵生態系ネットワーク協議会
- ・知多半島生態系ネットワーク協議会
- ・西三河生態系ネットワーク協議会
- ・西三河南部生態系ネットワーク協議会
- ・東三河生態系ネットワーク協議会
- ・新城設楽生態系ネットワーク協議会
- ・渥美半島生態系ネットワーク協議会

(3) 情報発信

ア 情報冊子の作成

(2)により県内のユースが参加し情報収集した生物多様性保全活動等について、多くの人・主体が関心を持ち、更なる連携促進につなげるよう効果的に伝えられる、ユースによる情報冊子作成を支援する。

(作成条件)

- ・印刷部数：1,000部
- ・サイズ等：A4判カラー刷り
- ・ページ数：全20ページ以上
- ・記事内容：本業務で支援するユースによる生物多様性保全活動や、ユースが取材した各地域での保全活動等について発信する内容とする。また、県内で生態系ネットワーク協議会が活動を展開する9地域をカバーすること。

イ 動画による情報発信

アに加え、ユースによる活動内容や成果を広く周知し、多くの人・主体が関心を持つような動画を作成し、情報発信を支援する。

- ・作成本数：2本以上（1本あたり2分程度）

ウ 普及啓発資材の作成

ユースによる保全活動の周知・拡大とともに、生物多様性の普及啓発となるような啓発グッズを作成する。

(作成条件)

- ・作成数：500 個以上
- ・内容：制作物やそのデザインについては、ユースのアイデアを生かしながら必要な助言・指導を行い、決定すること。また、環境に配慮した素材を使用すること。

エ 情報発信のコンテンツに、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）等が含まれる場合には、受託者は、受託者の責任において当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続き並びに必要な調整等を行うこと。

(4) その他ユースへの助言・指導

その他、ユースが主体的に生物多様性保全活動を展開する体制を整えるため、ユースに対して必要に応じた助言・指導を行う。

(5) 業務報告書の作成

業務完了後、速やかに業務報告書を作成・提出する。

(6) その他注意事項

ア 業務の実施においては、生物多様性保全及び SDGs 推進に関する本県施策の趣旨を理解し、踏まえること。

イ 一連の業務において、ユースが主体的に関わる形態とすること。次代を担うユース世代の成長が、次の世代へ取組をつなげ、持続可能な社会の構築につながることを踏まえ、ユースの成長につながるよう配慮して業務を実施すること。

ウ 本業務を通じて、各ユース団体や、県内 9 地域で活動を展開している生態系ネットワーク協議会等の間での連携強化を図り、多様な世代・主体の連携促進につなげるよう工夫、努力すること。

エ 本業務をモデルとして、ユースを核とした多様な主体の連携による生物多様性保全活動が、将来的に自立した持続可能な活動となるよう工夫すること。

オ 情報冊子に広告を掲載する場合には、本仕様書に記載のページ数に広告のページ数を追加することとし、広告のページ数が全体の 1/4 を超えることがないようにすること。広告の内容については、愛知県広告掲載基準に準じ、県と協議の上決定すること。また、広告による収入は県に報告するものとし、経費を除いた超過分はユース活動の充実に使用すること。

6 委託業務にあたっての留意点

(1) 受託者は、業務に先立ち業務実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

(2) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を 1 名配置し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しない

ものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、法令等遵守及び必要な安全対策（新型コロナウイルス感染症対策を含む）等を徹底することとする。業務の実施により構造物の損傷や人身傷害等が発生した場合には、受託者の責任において対応するものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、委託者の指示を受けて対応すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

7 成果品の提出

(1) 成果品

- ・業務報告書 2部
- ・業務報告書の電子データ（CD-R） 2部
- ・情報冊子 1,000部（A4判カラー刷り 20P以上）
- ・動画 2種類以上 mp4形式の電子データ（CD-R）2部
- ・啓発資材 500個以上

※業務報告書及び動画は同じCD-Rに保存しても構わない。

(2) その他

受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県環境局環境政策部自然環境課

8 諸法令等の遵守

受託者は、諸法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。